



2011 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社三井ハイテック
代表者名 代表取締役社長 三井 康誠
(コード番号 6966 東証第 1 部・福証)
問合せ先 取締役管理本部長 辻本 圭一
(T E L 093-614-1111)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2011 年 1 月 31 日付で執行役員制度を廃止することに伴い、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下線は改定部分を示しております。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は創業以来、「王道を歩む」ことを経営理念としている。
 - ②この経営理念のもと、社是・社訓を定め、役員及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「コンプライアンス憲章」を定めており、これにもとづき対応する。
 - ③コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を委員長とし、各本部長、労働組合委員長をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取組みを行う。
 - ④内部監査部門は、統括部署と連携し、あるいは独自に、コンプライアンス活動の状況を監査する。監査の結果は、取締役会及び監査役会に報告するものとする。
 - ⑤コンプライアンス憲章に違反する行為等については、ホットライン等を通じて従業員からも情報を入手し、事実調査を行うとともに再発防止を図る。
 - ⑥財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ②取締役及び監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①管理本部は、全社的にリスクの監視及び対応を行う。

- ②コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、各担当部署は規則・ガイドラインの制定、研修を行う。
- ③大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「リスク管理規程」にもとづき、当該部門の責任者は、管理本部と協力して危機対応の対策チームを編成し、迅速に行動して損害及びその拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役をはじめ従業員が共有する全社的な目標を定める。
- ②本部長、事業部長等は、その目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な達成の方法を定め、業務を執行する。
- ③本部長、事業部長等は、従業員が合目的性、効率性に配慮し、正確且つ迅速な業務処理を行うよう的確にチェック・指導する。
- ④取締役会は、定期的に目標達成の進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループに属する全ての会社に対しても、「コンプライアンス憲章」を遵守させ、業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備、システムを構築させる。
- ②当社は、海外グループ会社が所在国の法令等にもとづいて内部統制システムを構築することを指導する。
- ③前項にもとづき、当社グループ会社の取引は、適正に行う。
- ④取締役は、それぞれの職務内容に従い、グループ会社が適正で効率的な経営を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は監査役室を設ける。
- ②監査役は、監査役室所属の従業員に監査業務を命令することができ、当該従業員はその業務に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ③監査役室所属の従業員の人事については、事前に監査役会と協議するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び従業員は、監査役会に対して法定の事項のほか、当社及び当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス活動の状況等をすみやかに報告する。
- ②報告の方法については、取締役会と監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、会計監査人からは会計監査内容を、内部監査部門等からは業務監査内容について説明を受け、情報交換等相互の連携を図る。
- ②監査役会は、会社として改善すべき指摘事項を取締役会に提示し、その改善対策と進捗状況の報告を求めるとともに、監査役会としての意見提案を行う。
- ③監査役会は、取締役会及び代表取締役と随時意見交換を行うものとする。

以上